原則は土石の堆積事業区域に含まれる地番 をすべて記入してください。ただし記入しき れない場合は最も面積の大きい筆を代表地 番として記載してください。

第2号様式(第6条第1項)

土砂又は岩石を積み里ねる事業(土石の唯積事業)のお知						
土石の堆積事業区域の所在地(地番)					横浜市○○区○○町○○番の○の一部 外	図面貼付欄
土石の堆積事業区域の面積					$\bigcirc\bigcirc\bigcirc$. $\bigcirc\bigcirc$ m^2	
土石の堆積事業の目的					一時的な仮置き/ストックヤード	標識設置時に土石の堆積
土石の堆積 車			を行う土	土地の面積	$\bigcirc\bigcirc\bigcirc$. $\bigcirc\bigcirc$ m ²	計画平面図を貼付
の概要		最大均	に堆積高さ		\bigcirc . \bigcirc \bigcirc m	
			大堆積土量		$\bigcirc\bigcirc\bigcirc$. $\bigcirc\bigcirc$ m ³	
工期 (予定)		土石の堆積前工事期間			令和○年○月○日~令和○年○月○日	標識設置届出書提出後、速やか
※盛土	$f(\hat{\mathbf{F}}) = \frac{1}{1}$		の堆積期間		令和○年○月○日~令和○年○月○日	に土石の堆積事業受付番号を記入してください。
定)日か			の除却予定年月日		令和○年○月○日	
年以内		工期の延長予定			□予定なし、■予定あり	
	土石の堆積事業受付番号				第○○○○土計○○号	標識を設置した後に標識設置
手続	標識設置年月日				令和○年○月○日	保護を設置した後に保護設置 届出書を提出してください。 (標識設置届出書提出時に標 識の写真を提出)
	説明会の開催又は 戸別訪問の予定				□説明会の開催、■戸別訪問、□予定なし	
					令和○年○月○日~令和○年○月○日	
	土石の堆積事業構想書提出日				令和○年○月○日	
	土石の堆積事業構想書縦覧期間			想書縦覧期間	令和○年○月○日~令和○年○月○日	
	同意年	同意年月日			令和○年△月○日	土石の堆積事業構想書提出後、
土石の堆積事業者			住所	横浜市〇〇区(00	1100年債事未構心音提出後、 提出日を記入してください。
			氏名	横浜 太郎		縦覧期間の決定後、速やかに記
連絡先 (担当者・代理者)			氏名	横浜 一郎		入してください。
			電話	045 (\(\cap \) \(\cap \)	0000	
工事施行者1			住所	横浜市〇〇区()()···	備考
			氏名	建設、太郎		
			種別		事、□堆積時の工事、■除却時の工事	
工事施行者 2			住所	株式会社□□約	<u>A</u>	変更が生じた場合は備考に
			氏名	都筑 次郎		その日付と内容を記入して ください。
			種別	□堆積前の工具	事、■堆積時の工事、□除却時の工事	
工事施行者3			住所			
			氏名			
			種別	□堆積前の工具	事 □堆積時の工事 □除却時の工事	
1 この標識は、横浜市開発事業等の調整等に関する条例第9条第1項の規定により 土石の堆積事業を行おうとする上記の土石の堆積事業者が設置したものです。 2 上記の土石の堆積事業について、土石の堆積事業者から横浜市に提出された土石 の堆積事業構想書等(土石の堆積事業に係る図面等)は、横浜市において内容の確 認をした後に、右記の横浜市のウェブサイトで縦覧又は閲覧することができます。						

(縦90センチメートル以上、横160センチメートル以上)

(備考)

- この様式は、建築局長が必要があると認める場合は、規格を変更することができる。 1
- 2
- 欄の大きさは、必要に応じて変更することができる。 「工期 (予定)」の欄に記入する工期 (予定) は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を得 た日(得る予定日)又は同法第15条第1項の協議が成立した日(成立する予定日)から5年以内に土石を除却 する工期 (予定) とすること。また、同法第16条第1項の規定により土石の堆積に関する工事の予定期間の延長について許可を受けることを予定している場合は、「工期(予定)」の「工期の延長予定」の欄は、「予定あ り」とすること。
- 「手続」の欄は、
- 「手続」の欄は、手続の進捗に応じて、速やかに記入すること。 「土石の堆積事業者」、「工事施行者1」、「工事施行者2」及び「工事施行者3」の「住所」及び「氏名」の 欄は、法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記入すること。
- 「連絡先(担当者・代理者)」の「氏名」の欄は、法人にあっては、商号又は名称及び氏名を記入するこ 6
- 「ウェブサイトのアドレス及び二次元コード」の欄は、当該事項を記載した書面を貼付することができる。